

（2）集合住宅の入居者を対象とした ケアマネジメントの実態に関する調査研究 （速報版）

(2) 集合住宅の入居者を対象としたケアマネジメントの実態に関する調査

1. 調査の目的

- 集合住宅に居住する要介護者に対してどのようなケアマネジメントが行われているかの実態を把握し、集合住宅において適切なケアマネジメントが確保されるための方策について検討を行う。そのため、調査を通じて、利用者の状態や生活環境、集合住宅と居宅介護支援事業所等および個別サービス提供事業所との関係を考慮したうえで、集合住宅入居者に提供されているケアマネジメント、ケアプランの内容を明らかにする。

2. 調査方法

- アンケート調査は居宅介護支援事業所を主対象とし、小規模多機能型居宅介護事業所も対象とした。調査依頼状を郵送配付、回収はWebで実施した(郵送での回答を希望した事業所は郵送回収で対応)。
- 調査実施に際して、本調査の前段としてスクリーニング調査を実施した。スクリーニング調査により、事業所と集合住宅との併設状況等から集計・分析に必要なサンプルが確保できることを確認し、スクリーニング調査の協力事業所すべてに本調査への協力を依頼した(※調査の実施フローについては次頁に記載)。
- 本集計は9月30日時点のデータに基づいて実施している。

3. 調査結果概要

- 居宅介護支援事業所と集合住宅が併設・隣接している割合は有料老5.7%、サ高住4.8%、養護・軽費4.0%、旧高専賃1.8%、公的賃貸1.5%となっている。
- 有料老やサ高住等が居宅介護支援事業所と併設している場合、法人形態(経営主体)や介護支援専門員一人当たり担当利用者数といった事業所の基本属性に差異が見られる。
- 利用者の入居場所・形態別の利用者の基本情報を見ると、有料老やサ高住入居者には所得階層に違いが見られる。入居する集合住宅が居宅介護支援事業所と併設か否かで利用者の状態等に大きな差は見られない。
- サービスの利用状況については、集合住宅入居者の方が利用しているサービス数が多い傾向、各サービスの利用率が高い傾向が有る。居宅介護支援事業所と併設する集合住宅の場合、よりサービス数は多くなる。
- 紹介率最高法人(※1)への集中度は、居宅介護支援事業所がサービス提供事業所と併設している場合、より高まる傾向が有る。
ただし、紹介率最高法人への集中度が90%を超えている居宅介護支援事業所でも、特定事業所集中減算が適用されている割合は少ない。
- 利用者宅までの移動時間は、高齢者向け集合住宅(※2)と併設有りの居宅介護支援事業所は短く、同一建物の入居者数が多いと短い傾向が有る。一方、利用者宅の訪問件数は集合住宅併設有りの場合が多くなっている。

※1 紹介率最高法人とは、利用者それぞれのケアプランに位置付けられた同一のサービスについて、当該サービスを提供する法人のうち、最も多く利用されている法人のこと。

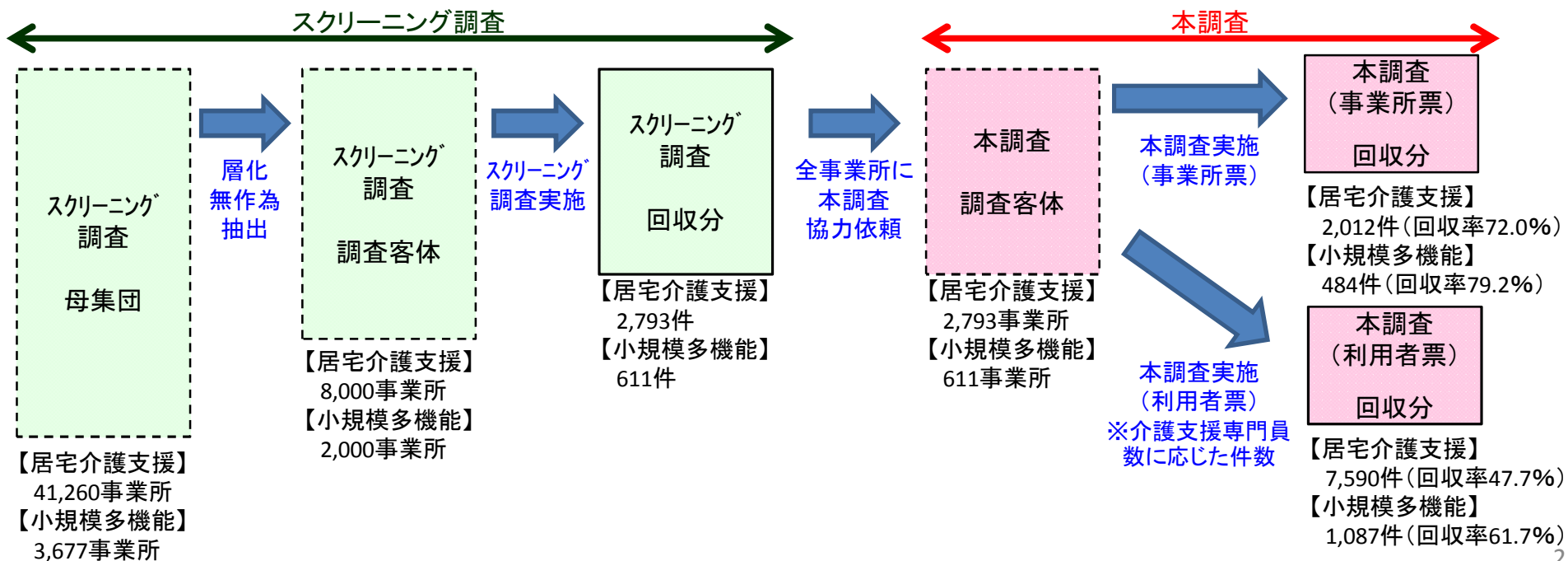
※2 高齢者向け集合住宅とは、有料老、サ高住、養護・軽費の3種別と定義している。

(2) 集合住宅の入居者を対象としたケアマネジメントの実態に関する調査

調査実施フロー

- ① 本調査の前段としてスクリーニング調査(事業所票)を実施
 - ・スクリーニング調査では、集合住宅と併設する事業所、集合住宅入居者を利用者に持つ事業所が一定数存在し、分析に必要なサンプルが確保できるか否かを確認した。
 - ・母集団名簿より層化無作為抽出で調査客体を抽出し(居宅介護支援事業所8,000件、小規模多機能型居宅介護事業所2,000件)、調査依頼状を郵送配付し、Web回収を行った。結果として分析に必要なサンプルは確保可能と判断し、スクリーニング調査協力事業所すべてに本調査への協力を依頼した。
- ② スクリーニング調査協力事業所を母集団として、本調査(事業所票、利用者票)を実施
 - ・本調査はスクリーニング調査終了時のWeb画面において調査協力依頼を行った。スクリーニング調査協力事業所すべてに依頼を行っており、協力依頼の発出数は居宅介護支援事業所2,793件、小規模多機能型居宅介護事業所611件である。
 - ・利用者票については、介護支援専門員一人当たり利用者3名分、協力いただく介護支援専門員数は事業所に在籍する介護支援専門員数に応じた件数とした(最大5名分とし、5名以上在籍の場合は5人の介護支援専門員に協力を依頼)。したがって、各事業所に対しては介護支援専門員が1名の場合は3件、5名以上の場合は15件の利用者票への協力依頼となっている。

※スクリーニング調査において集合住宅と併設している、集合住宅入居の利用者が一定数存在すると回答した事業所に対して回収督促を優先的に実施したこと等により、やや集合住宅に併設する事業所の回答比率が高い可能性が有る。



(2) 集合住宅の入居者を対象としたケアマネジメントの実態に関する調査

集合住宅との併設状況・種別による事業所タイプについて【事業所票(居宅介護支援事業所)】

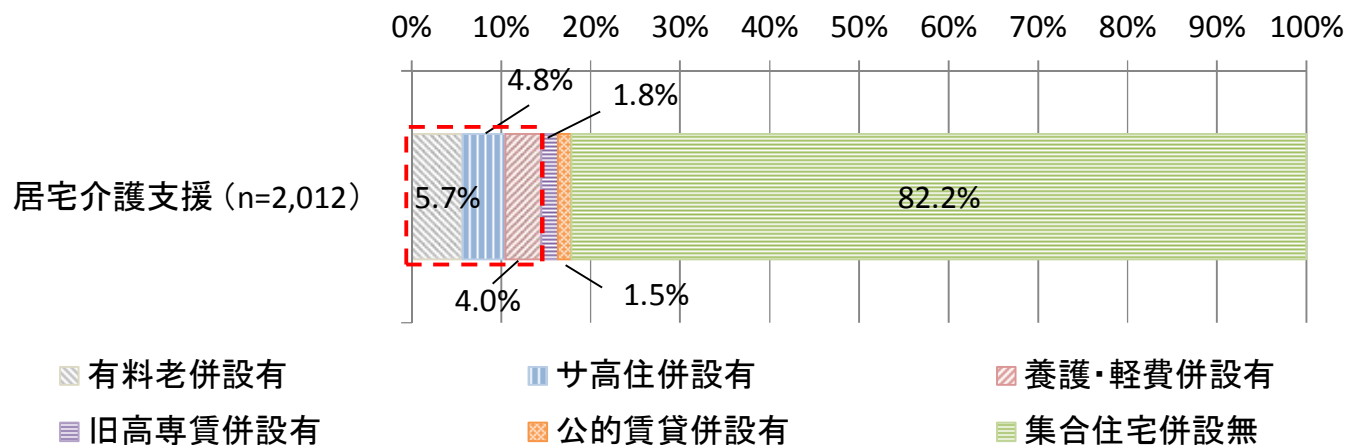
○居宅介護支援事業所と集合住宅が併設・隣接している割合は有料老が5.7%、サ高住4.8%、養護・軽費4.0%、旧高専賃1.8%、公的賃貸1.5%となっている(図表1)。

○以下では、有料老、サ高住、養護・軽費(高齢者向け集合住宅と定義)との併設状況による傾向を中心に示す。

ここでの「集合住宅」とは高齢者が多く住まう集合住宅のこととし、①有料老人ホーム(有料老)、②サービス付高齢者向け住宅(サ高住)を中心に、③養護老人ホーム・軽費老人ホーム(養護・軽費)、④旧高専賃等で有料老人ホームあるいはサービス付き高齢者向け住宅として届け出等を行っていないが実態として高齢者用住宅となっている居住施設(旧高専賃)、⑤高齢者の方が多く住むと思われる公営住宅、UR賃貸、住宅供給公社等の公的賃貸住宅(公的賃貸)を指す。

※高齢者の集住傾向が見られないと思われる一般のマンション・アパート等については、戸建て住宅等を含めて「一般住宅」と定義している。

【図表1】居宅介護支援事業所における集合住宅併設の有無・種別

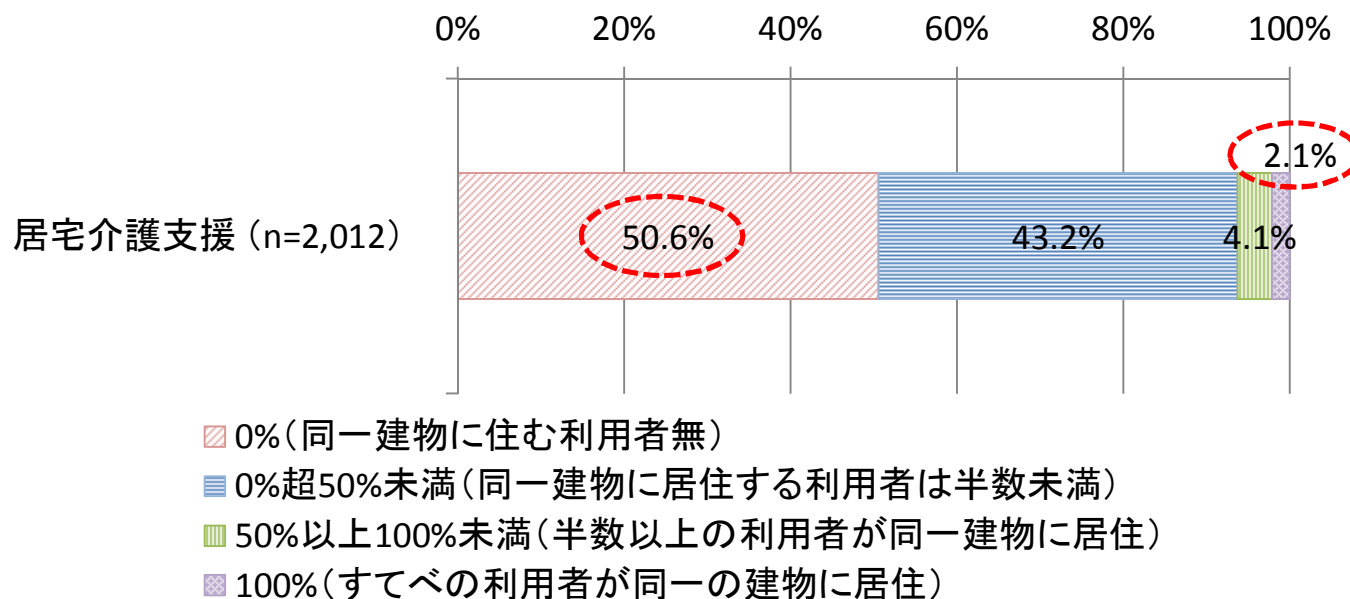


(2) 集合住宅の入居者を対象としたケアマネジメントの実態に関する調査

同一の住宅への利用者の集中状況【事業所票(居宅介護支援事業所)】

○居宅介護支援事業所を利用しているすべての利用者が同一の建物に居住している事業所の割合は2.1%と少ない(図表2)。半数以上の利用者が同一建物に居住している割合は4.1%、同一建物に居住する利用者が半数未満の割合は43.2%、同一建物に居住する利用者無しという事業所が50.6%となっている(図表2)。

【図表2】同一の建物への利用者の集中状況



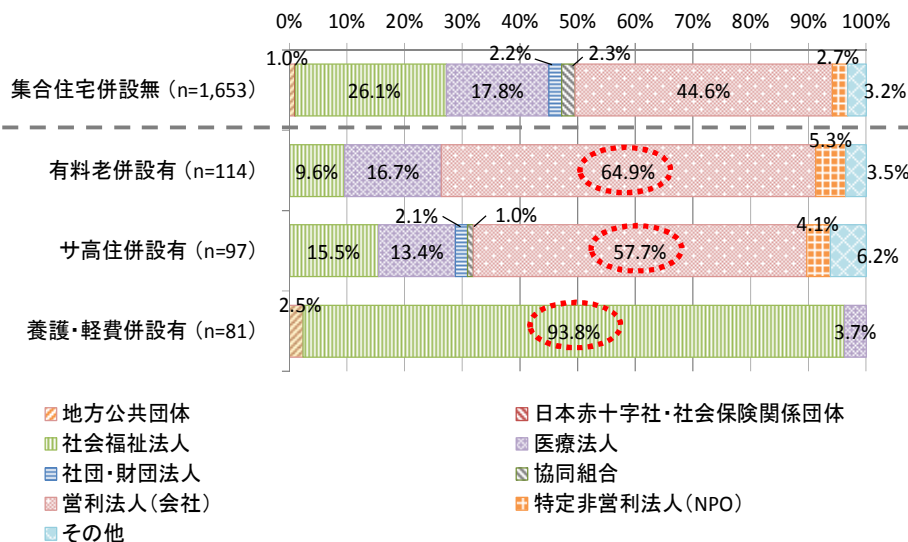
※利用者の同一の建物への集中状況は、事業所の全利用者において利用者が最も多く居住する一つの同一建物に居住する利用者の比率としている。そのため、2つの集合住宅にすべての利用者が居住する場合は100%ではなく、50%以上100%未満となる。

(2) 集合住宅の入居者を対象としたケアマネジメントの実態に関する調査

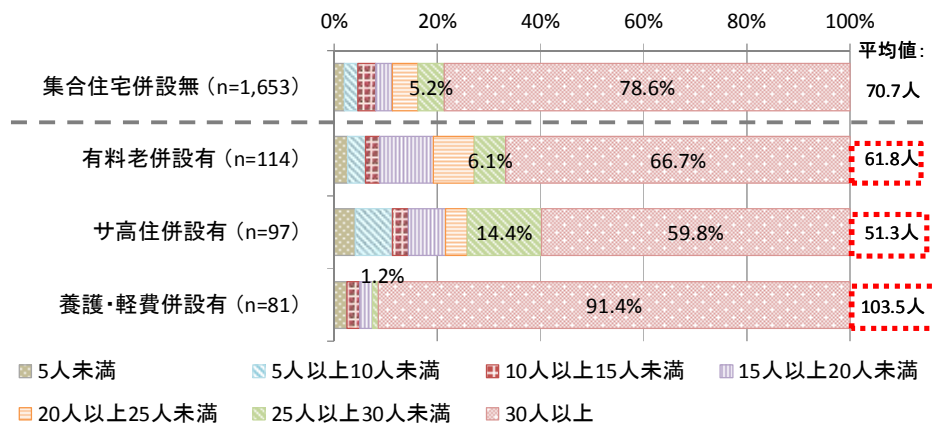
集合住宅の併設状況別の事業所基本情報①【事業所票(居宅介護支援事業所)】

- 法人形態は、集合住宅併設無しでは営利法人(会社)の割合が44.6%と大きく、有料老やサ高住併設有りの場合は、営利法人(会社)の割合が増加する。養護・軽費併設有りの場合、社会福祉法人の比率が大きい(図表3)。
- 利用者数の平均値を見ると、集合住宅併設無しの70.7人と比べ、有料老併設有りで61.8人、サ高住併設有りで51.3人と少なく、養護・軽費併設有りで103.5人と多い(図表4)。
- 介護支援専門員一人当たりの平均担当利用者数では、集合住宅併設無しと比べて、有料老とサ高住併設有りがやや少なく、養護・軽費併設有りがやや多い(図表5)。

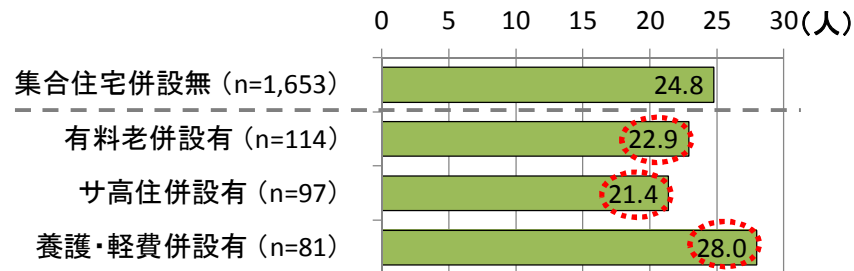
【図表3】法人形態(経営主体)



【図表4】事業所の利用者数



【図表5】介護支援専門員一人当たり平均担当利用者数



- ※1 併設関係の有無については、有料老、サ高住、養護・軽費と集合住宅併設無の比較を提示しており、旧高専賃と公的賃貸の状況は外している(以降同様)。
- ※2 事業所の法人形態(経営主体)については平成24年介護サービス施設・事業所調査と比較して、大きな偏りが無いことを確認した。利用者数については同調査による全国平均(65.2人)と比較するとやや多い結果となっている。

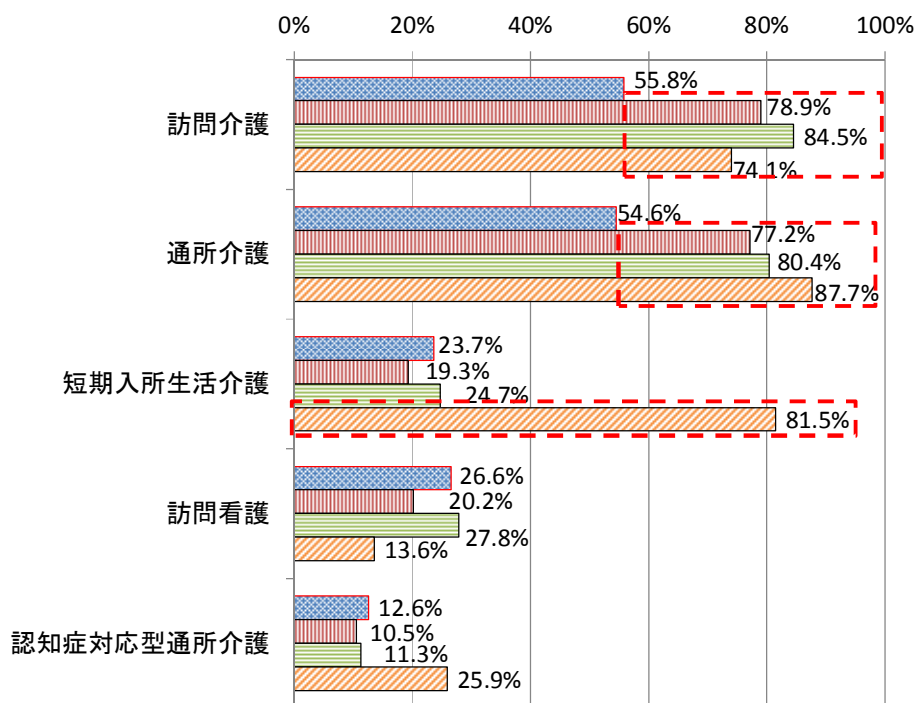
(2) 集合住宅の入居者を対象としたケアマネジメントの実態に関する調査

集合住宅の併設状況別の事業所基本情報②【事業所票(居宅介護支援事業所)】

○同一法人・グループで展開する居宅介護支援以外の事業は、高齢者向け集合住宅(※)併設有りの場合、集合住宅併設無しと比べて、訪問介護や通所介護を運営している割合が大きい(図表6)。短期入所生活介護は養護・軽費併設有りの場合のみ、特に多くなっている。

○個別サービスを提供する事業所との併設関係について見ると、居宅介護支援事業所と集合住宅併設無しと比べて、高齢者向け集合住宅併設有りの場合は訪問介護や通所介護事業所とも併設している割合が多くなる(図表7)。短期入所生活介護は、養護・軽費併設有りの場合のみ、特に多くなっている。

【図表6】同一法人・グループで展開する事業(一部抜粋)



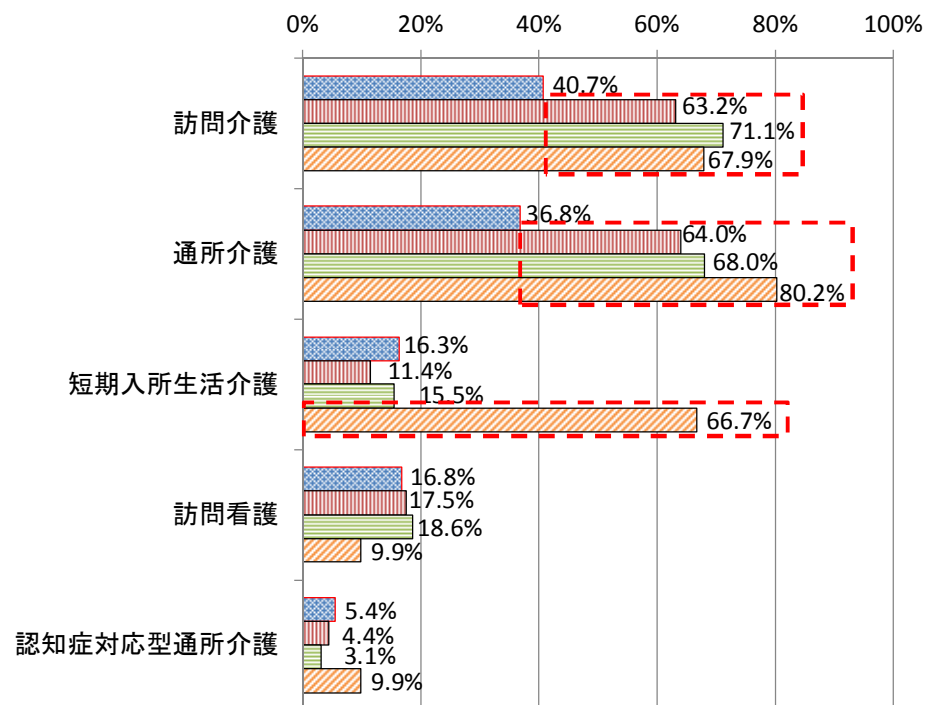
■ 集合住宅併設無 (n=1,653)

■ 有料老併設有 (n=114)

■ サ高住併設有 (n=97)

■ 養護・軽費併設有 (n=81)

【図表7】併設・隣接する個別サービス事業所(一部抜粋)



■ 集合住宅併設無 (n=1,653)

■ 有料老併設有 (n=114)

■ サ高住併設有 (n=97)

■ 養護・軽費併設有 (n=81)

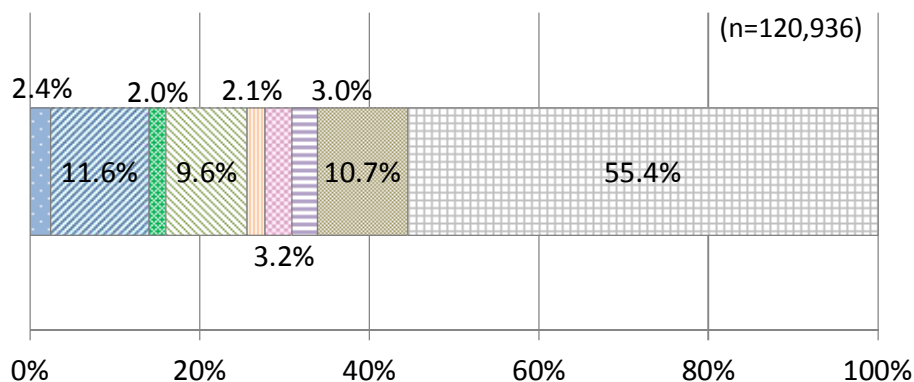
(2) 集合住宅の入居者を対象としたケアマネジメントの実態に関する調査

居住場所による利用者基本情報①【利用者票(居宅介護支援事業所)】

○居住場所としては一般住宅が最も多く(55.4%)、次いで有料老(14.0% ※居宅介護支援事業所と併設有・無の合算)、サ高住(11.6% ※居宅介護支援事業所と併設有・無の合算)、公的賃貸(10.7%)となっている(図表8)。

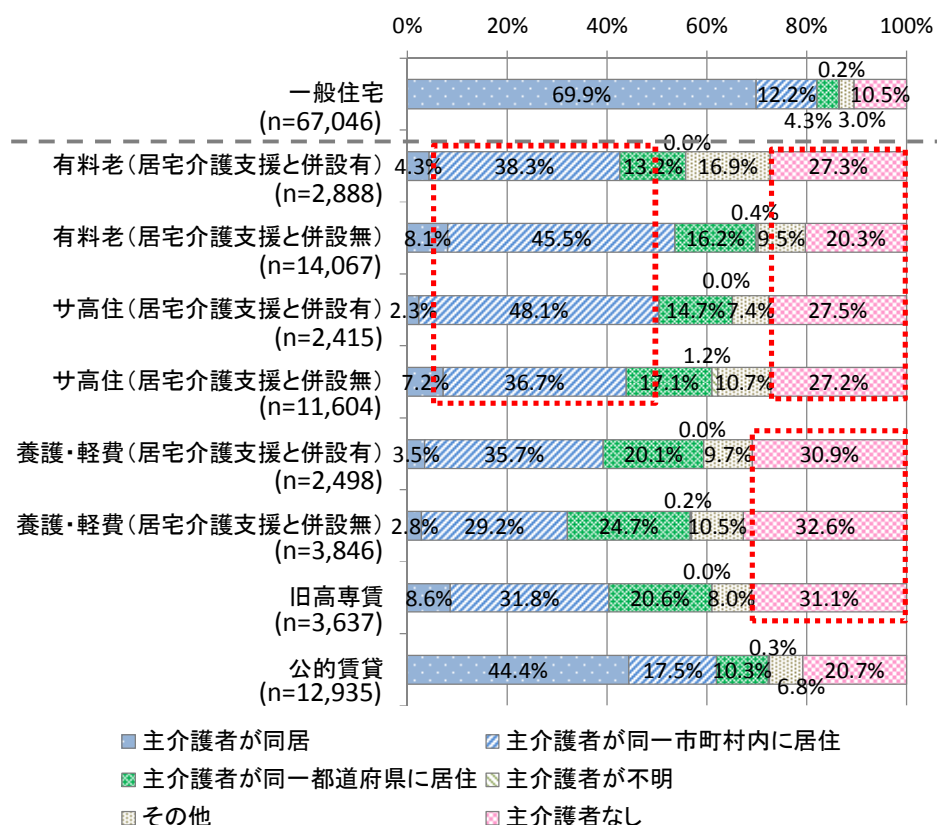
○主介護者について見ると、サ高住、有料老入居者は同一市町村内に居住が多い傾向、主介護者なしがやや多い傾向があり、養護・軽費、旧高専賃入居者は主介護者なしが多い傾向が有る(図表9)。

【図表8】利用者の入居場所・形態



- 有料老(居宅介護支援と併設有)
- 有料老(居宅介護支援と併設無)
- サ高住(居宅介護支援と併設有)
- サ高住(居宅介護支援と併設無)
- 養護・軽費(居宅介護支援と併設有)
- 養護・軽費(居宅介護支援と併設無)
- 旧高専賃
- 公的賃貸
- 一般住宅

【図表9】居住場所・形態別の主介護者の状況



- 主介護者が同居
- 主介護者が同一市町村内に居住
- 主介護者が同一都道府県に居住
- 主介護者が不明
- その他
- 主介護者なし

※1 利用者票の集計は、利用者票回収数、各事業所の利用者数から加重集計している(事業所別に集計した値に(事業所利用者数÷利用者票回収数)を乗じて算出)。そのため、利用者票回収数は7,590件であるが、n数は120,936件となっている。

※2 一般住宅には戸建以外に一般のアパートやマンション等、高齢者が集住していない集合住宅を含む。

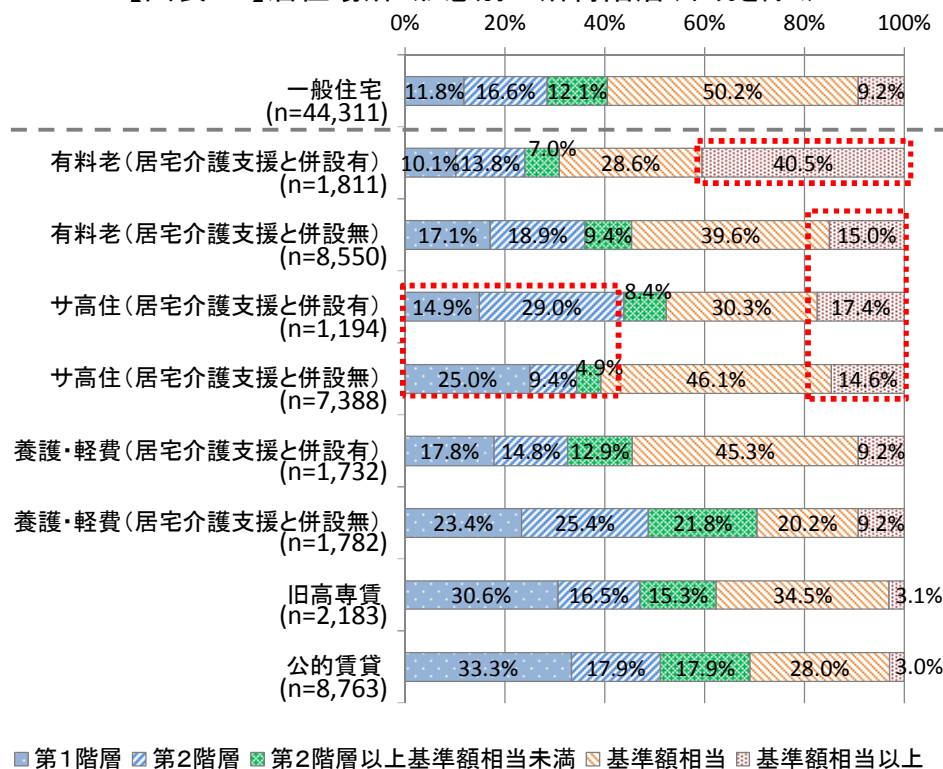
(2) 集合住宅の入居者を対象としたケアマネジメントの実態に関する調査

居住場所による利用者基本情報②【利用者票(居宅介護支援事業所)】

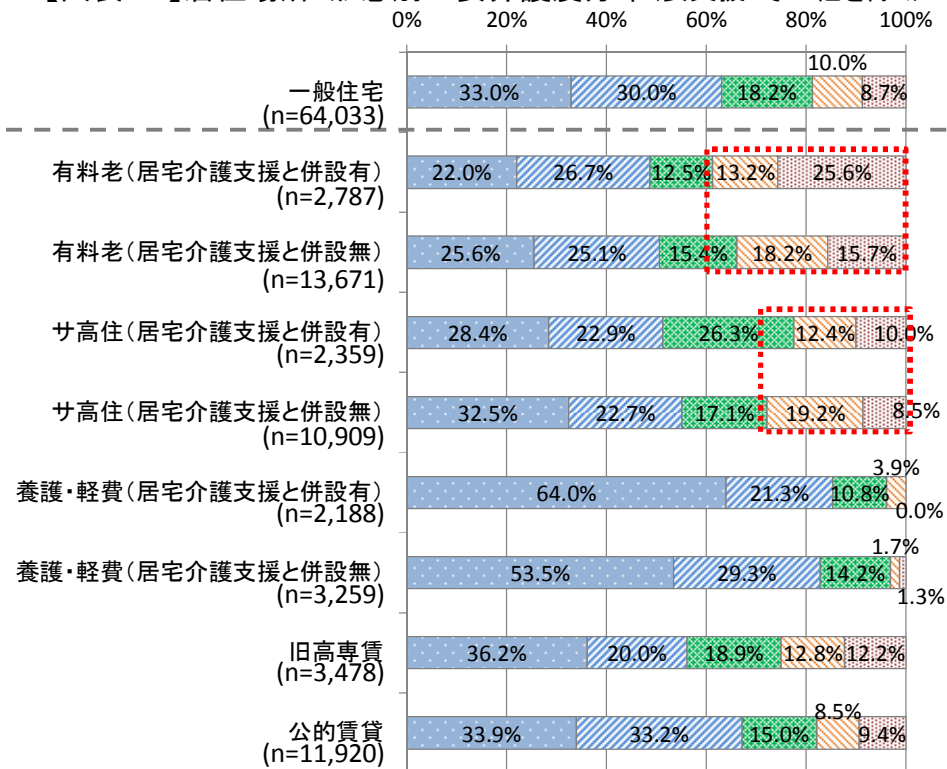
○所得階層を見ると、有料老、サ高住入居者は一般住宅居住者と比べて基準額相当以上が多い傾向が有るが、居宅介護支援事業所と併設しているサ高住入居者については第1階層、第2階層の割合もやや多い傾向が有る(図表10)。

○要介護度については、有料老入居者は一般住宅居住者と比較して要介護度4、5が多く、サ高住入居者は要介護度4、5がやや多い(図表11)。

【図表10】居住場所・形態別の所得階層(不明を除く)



【図表11】居住場所・形態別の要介護度分布(要支援・その他を除く)



※1 所得階層は以下を目安に回答いただいている。

第1階層：生活保護の受給者、または高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税

第2段階：世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額＋合計所得＝80万円以下

基準額：同世帯に住民税課税者のいる住民税本人非課税の方で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以上

※2 要介護度の分布については、平成25年度介護給付費実態調査結果と比較し、概ね偏りが無いことを確認した。

※3 利用者票の集計は、利用者票回収数、各事業所の利用者数から加重集計している(方法はP.7と同様)。

※4 一般住宅には戸建以外に一般のアパートやマンション等、高齢者が集住していない集合住宅を含む。

■ 要介護1 ■ 要介護2 ■ 要介護3 ■ 要介護4 ■ 要介護5

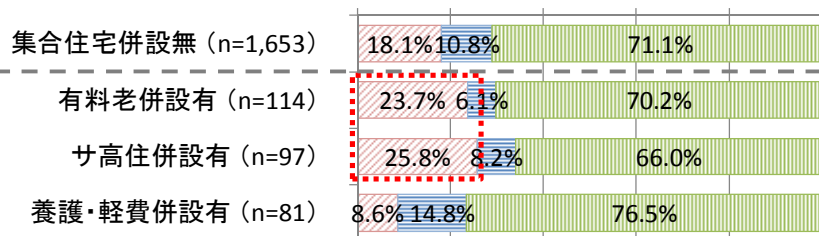
(2) 集合住宅の入居者を対象としたケアマネジメントの実態に関する調査

集合住宅との併設有無による事業所の取組内容について【事業所票(居宅介護支援事業所)】

- 事業所の取組について見ると、ケアプラン提示前の原案確認については、有料老やサ高住併設有りの場合では管理者、上席者等の確認を得ている割合が集合住宅併設無しと比べて多い(図表12)。
- サービス提供事業所の選定時の法人・グループからの方針の提示については、有料老やサ高住併設有りの場合の方が明確に示されている、ある程度示されているという割合が多い(図表13)。
- 法定外研修への参加はサ高住併設有りの場合は、在籍する職員は法定外研修にはまったく参加していない、在籍する職員の半数未満が何らかの法定外研修に参加しているという割合がやや多い(図表14)。
- 事業所の取組について、高齢者向け集合住宅との併設関係による差異は生じているが、一概にどちらかが充実した取組を実施しているという状況は見られない。

【図表12】ケアプラン提示前の原案確認方法

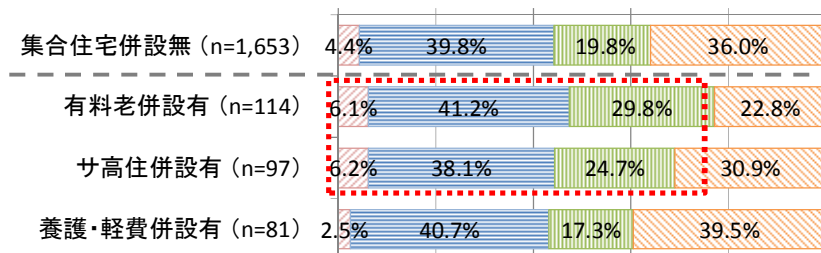
0% 20% 40% 60% 80% 100%



- 管理者、上席者あるいは定められた担当者が必ず確認している
- 担当者以外の介護支援専門員が確認している
- 概ね担当者だけで決めていることが多い

【図表13】サービス事業所選定における法人・グループからの方針提示

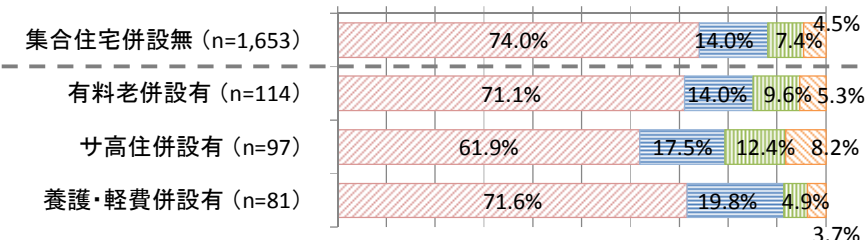
0% 20% 40% 60% 80% 100%



- 明確に示されている(個別の事業所まで指定あるいは例示がある具体レベル)
- 明確に示されている(利用者の意向を尊重など、方針の提示レベル)
- ある程度は示されている
- 外部利用も含めて特に示されていない

【図表14】法定外研修への参加状況

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



- 在籍する全員が何らかの法定外研修に参加している
- 在籍する職員の半数以上が何らかの法定外研修に参加している
- 在籍する職員の半数未満が何らかの法定外研修に参加している
- 在籍する職員は外部の法定外研修には全く参加していない

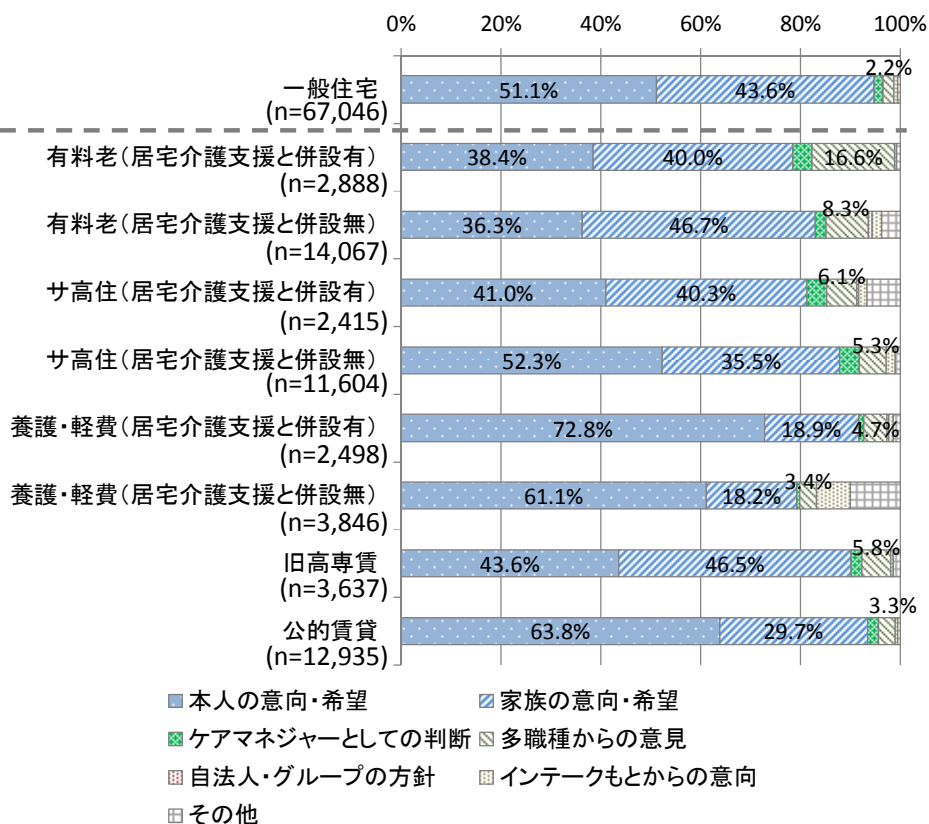
(2) 集合住宅の入居者を対象としたケアマネジメントの実態に関する調査

個別ケアマネジメントプロセス・意思決定要因について①【利用者票(居宅介護支援事業所)】

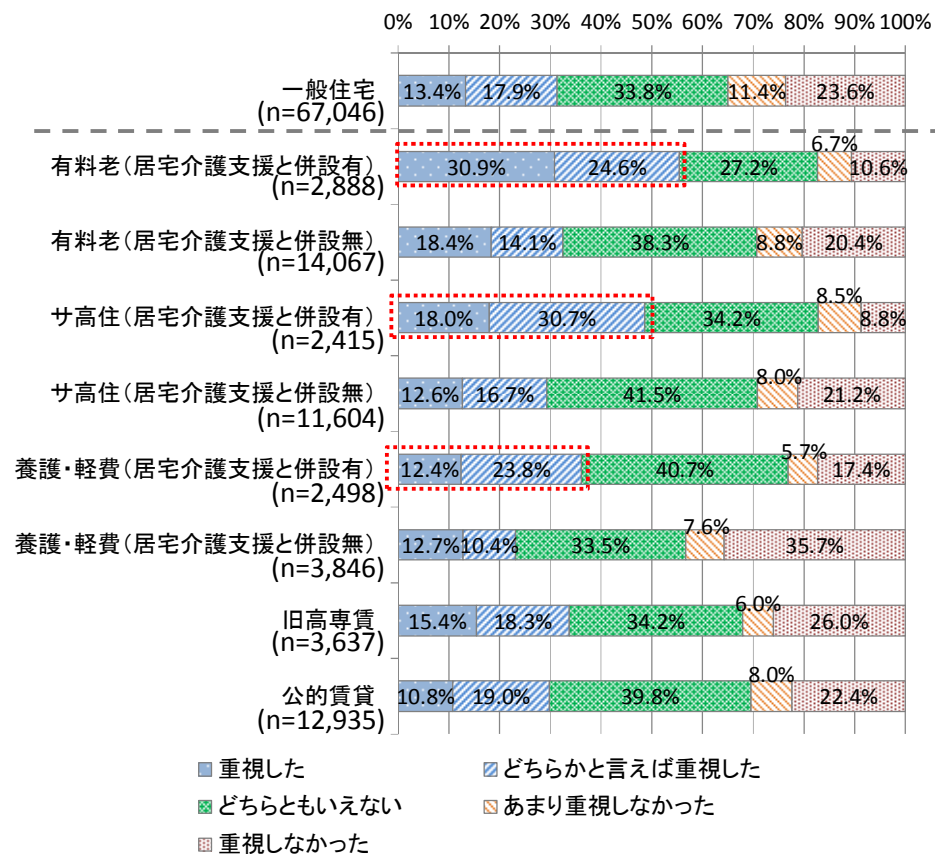
○個別のケアプラン作成に係る最も影響が大きい要素としては、その大部分が本人・家族の意向となっており、居住場所による明確な傾向は見られない(図表15)。

○サービス事業所選定時に法人・グループの方針を重視する傾向は、居宅介護支援事業所と併設する有料老、サ高住、養護・軽費入居者の場合にやや多くなっている(図表16)。

【図表15】居住場所・形態別ケアプランに最も影響した要素



【図表16】居住場所・形態別事業所選定時の所属法人・グループの方針の重視度



※1 利用者票の集計は、利用者票回収数、各事業所の利用者数から加重集計している(方法はP.7と同様)。

※2 一般住宅には戸建以外に一般のアパートやマンション等、高齢者が集住していない集合住宅を含む。

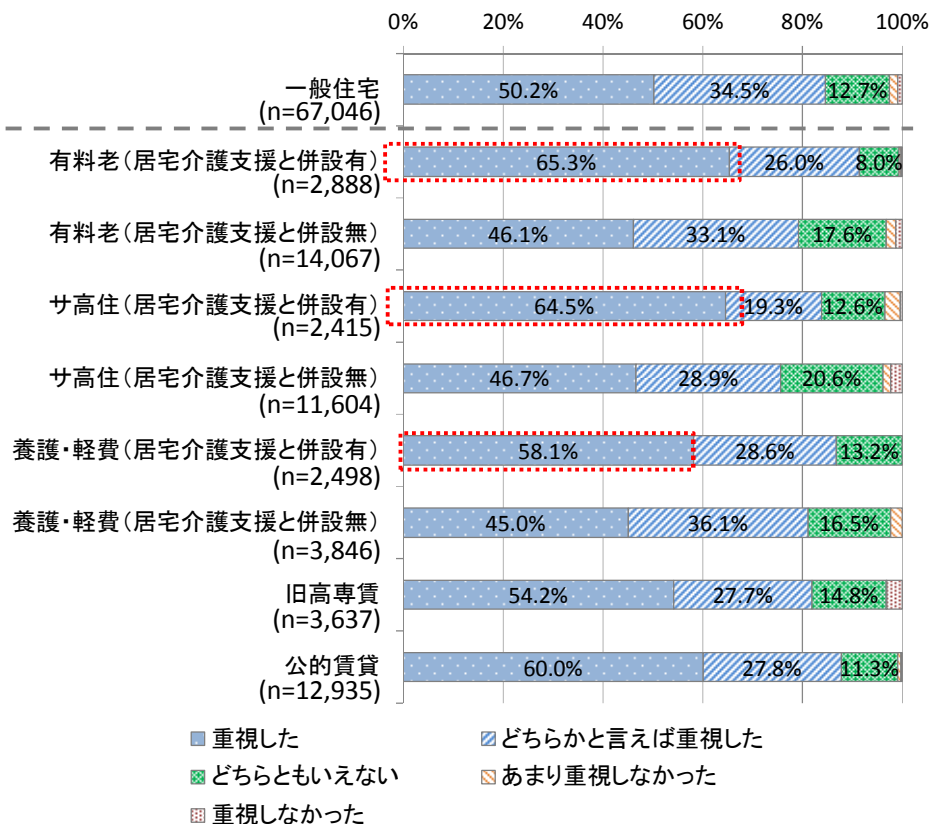
(2) 集合住宅の入居者を対象としたケアマネジメントの実態に関する調査

個別ケアマネジメントプロセス・意思決定要因について② 【利用者票(居宅介護支援事業所)】

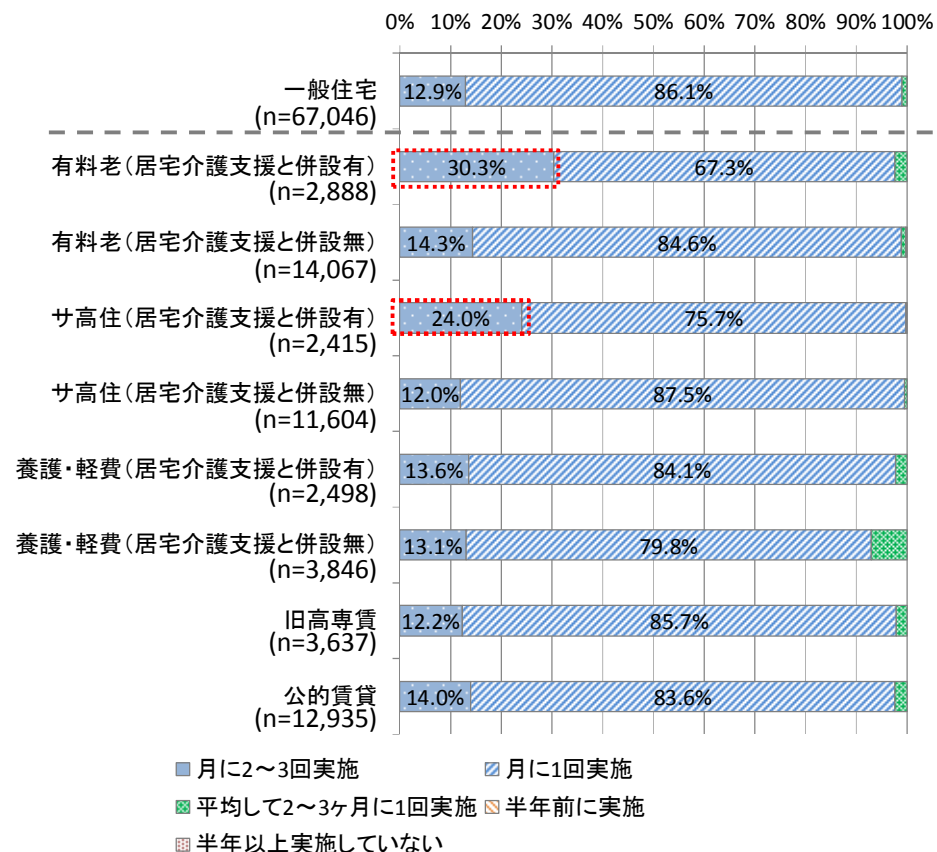
○サービス事業所との連携・情報共有のしやすさの重視度については、居宅介護支援事業所と併設する有料老、サ高住、養護・軽費入居者の場合に、より重視する傾向が有る(図表17)。

○利用者のモニタリング頻度については、居宅介護支援事業所と併設する有料老入居者の場合に最も多くなっており、有料老とサ高住では居宅介護支援事業所と併設している方が多い傾向が有る(図表18)。

【図表17】居住場所・形態別サービス事業所との連携・情報共有のしやすさ重視度



【図表18】居住場所・形態別利用者のモニタリング頻度



※1 利用者票の集計は、利用者票回収数、各事業所の利用者数から加重集計している(方法はP.7と同様)。

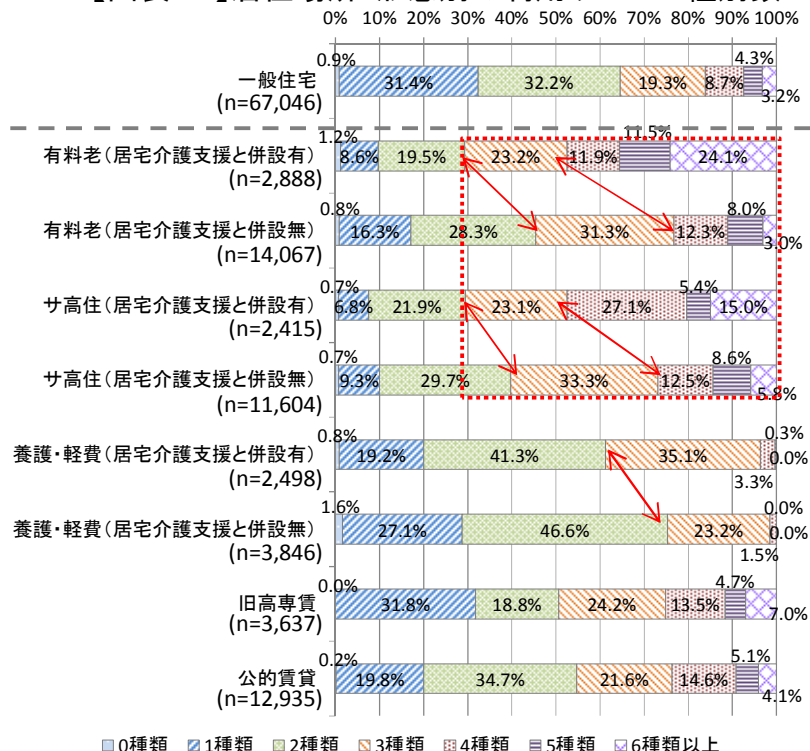
※2 一般住宅には戸建以外に一般のアパートやマンション等、高齢者が集住していない集合住宅を含む。

(2) 集合住宅の入居者を対象としたケアマネジメントの実態に関する調査

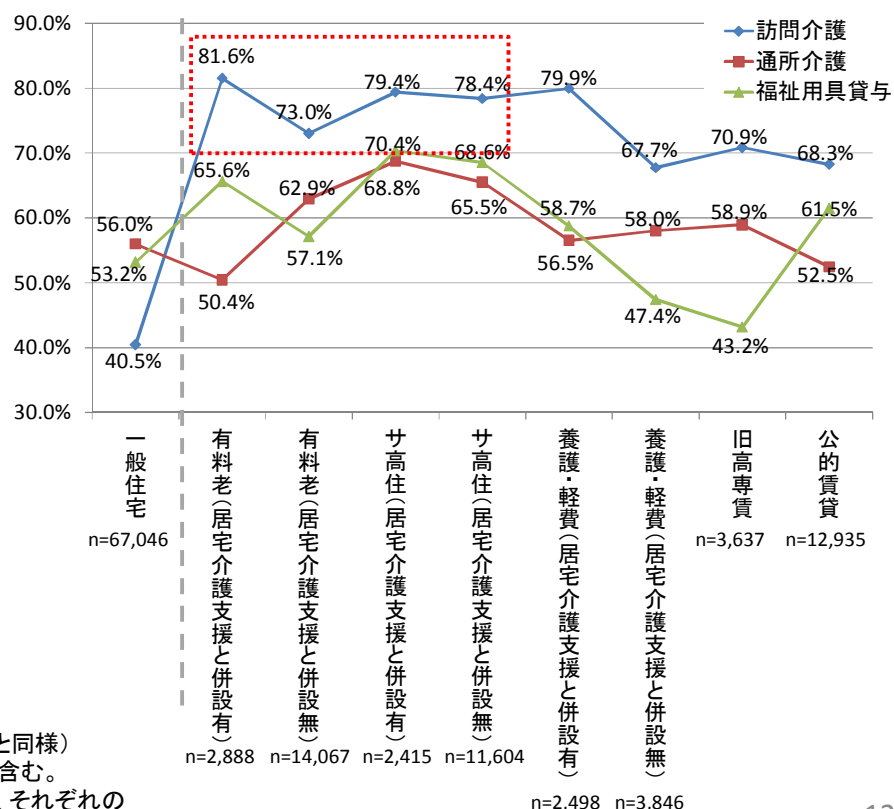
居住する住宅種別によるサービス利用状況について【利用者票(居宅介護支援事業所)】

- 居住場所による利用サービス種別数を見ると、集合住宅入居者の方が多い傾向があり、有料老、サ高住の入居者は5割超が3種類以上のサービスを利用している(図表19)。
- 居住場所が居宅介護支援事業所と併設している有料老、サ高住、養護・軽費入居者の場合、同じ住宅種別内で比較すると、利用サービス数が多い傾向が有る(図表19)。
- 居住場所・形態によるサービスの利用率を見ると、有料老、サ高住入居者は訪問介護、通所介護、福祉用具貸与全般に利用率が高く、特に訪問介護では一般住宅居住者と比較して利用率が大幅に高くなる(図表20)。居宅介護支援事業所と併設有りか否かに着目すると、有料老では訪問介護と併設有りの場合に利用率はやや高く、通所介護については併設有りの場合がやや低い。サ高住では大きな差異は見られない。

【図表19】居住場所・形態別の利用サービス種別数



【図表20】居住場所・形態別の各サービス利用率(一部サービスを抜粋)



※1 利用者票の集計は、利用者票回収数、各事業所の利用者数から加重集計している(方法はP.7と同様)

※2 一般住宅には戸建以外に一般のアパートやマンション等、高齢者が集住していない集合住宅を含む。

※3 各サービスの利用率については、各居住場所・形態の利用者数を分母とし(図中にn値を記述)、それぞれの居住場所・形態ごとの利用者の中で各サービスを利用している数を分子として算出している。

(2) 集合住宅の入居者を対象としたケアマネジメントの実態に関する調査

特定事業所への集中状況について①【事業所票(居宅介護支援事業所)】

○各事業所のケアプランに位置づけられるサービスについて、紹介率最高法人(※)が占める平均割合を見ると、訪問介護で54.1%、通所介護で44.0%、福祉用具貸与で45.8%となっている(図表21)。

○サービス提供事業所が居宅介護支援事業所と併設している場合、紹介率最高法人の占める平均割合はそれぞれ69.8%、62.5%、68.8%と増加しており、サービス提供事業所と併設の場合は、特定事業所への集中が大きい傾向となっている(図表22)。

【図表21】紹介率最高法人への集中度別の事業所割合

<訪問介護>

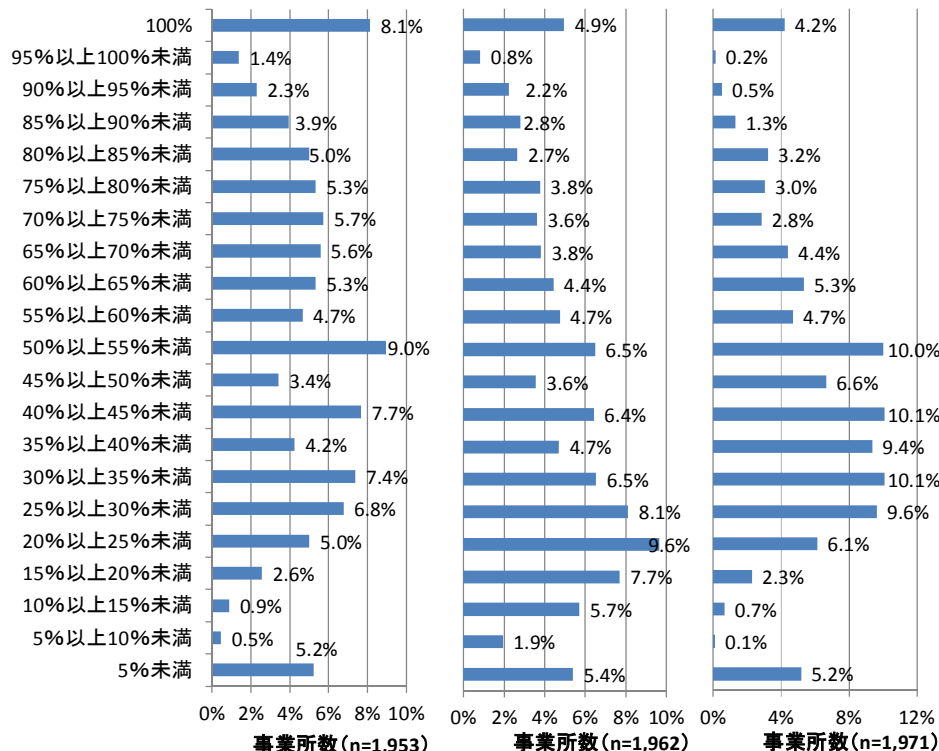
平均値:54.1%
中央値:52.0%

<通所介護>

平均値:44.0%
中央値:40.0%

<福祉用具貸与>

平均値:45.8%
中央値:42.9%



【図表22】紹介率最高法人への集中度別の事業所割合
(各サービスの提供事業所が併設している場合)

<訪問介護>

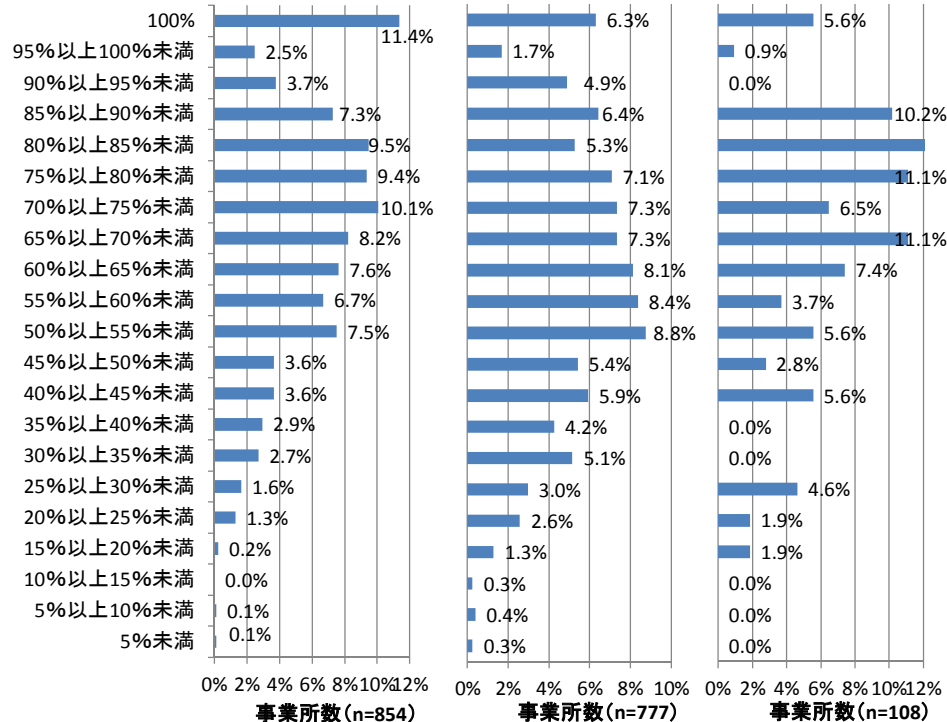
平均値:69.8%
中央値:71.4%

<通所介護>

平均値:62.5%
中央値:62.8%

<福祉用具貸与>

平均値:68.8%
中央値:73.6%



※紹介率最高法人とは、利用者それぞれのケアプランに位置付けられた同一のサービスについて、当該サービスを提供する法人のうち、最も多く利用されている法人のこと。

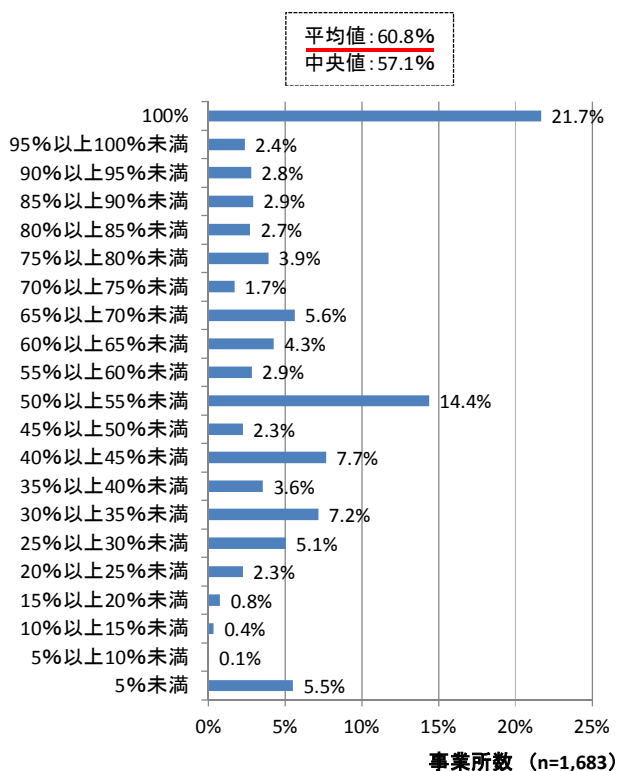
(2) 集合住宅の入居者を対象としたケアマネジメントの実態に関する調査

特定事業所への集中状況について②【事業所票(居宅介護支援事業所)】

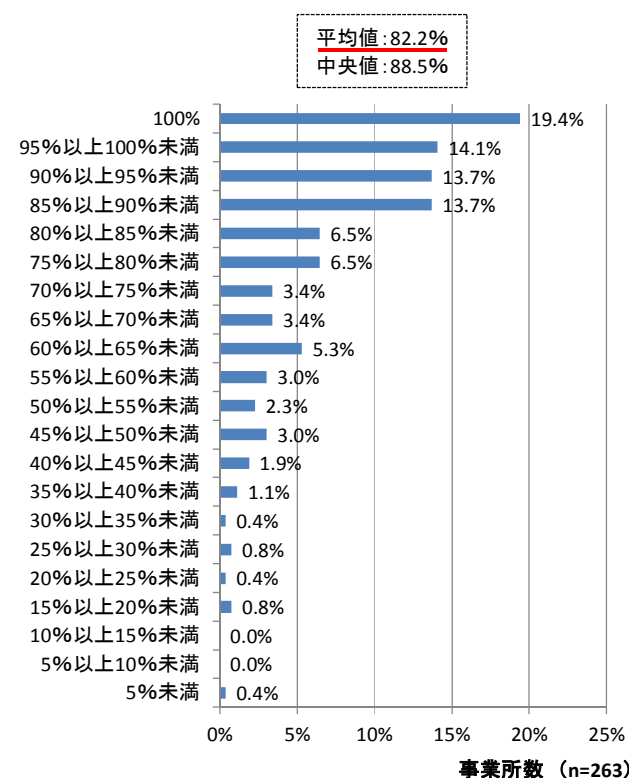
○通所リハビリテーションについて、紹介率最高法人が占める割合の平均は60.8%であり(図表23)、居宅介護支援事業所とサービス提供事業所が併設する場合は82.2%に増加する(図表24)。

○各サービスについて紹介率最高法人への集中度が90%以上の場合でも特定事業所集中減算が適用されている割合は少ない(図表25)。正当な理由があり、減算の対象外となっている場合が多いと見られる。

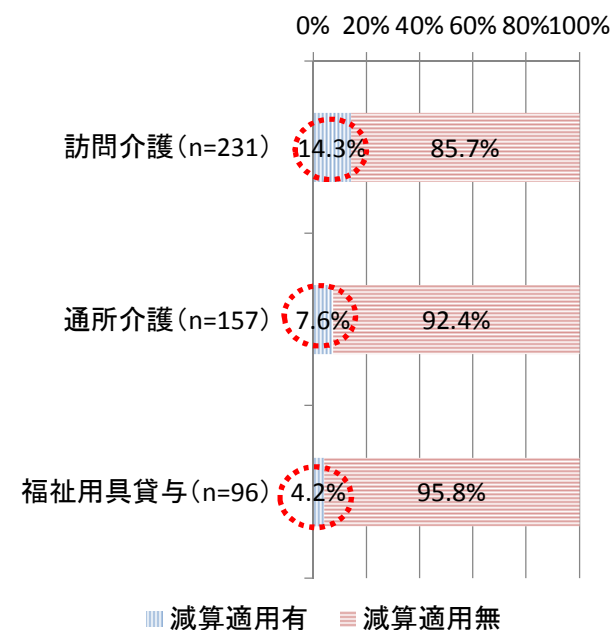
【図表23】通所リハビリテーションの
紹介率最高法人への集中度別事業所割合



【図表24】通所リハビリテーションの
紹介率最高法人への集中度別事業所割合
(提供事業所が併設している場合)



【図表25】紹介率最高法人への集中度90%以上の
事業所における特定事業所集中減算適用状況



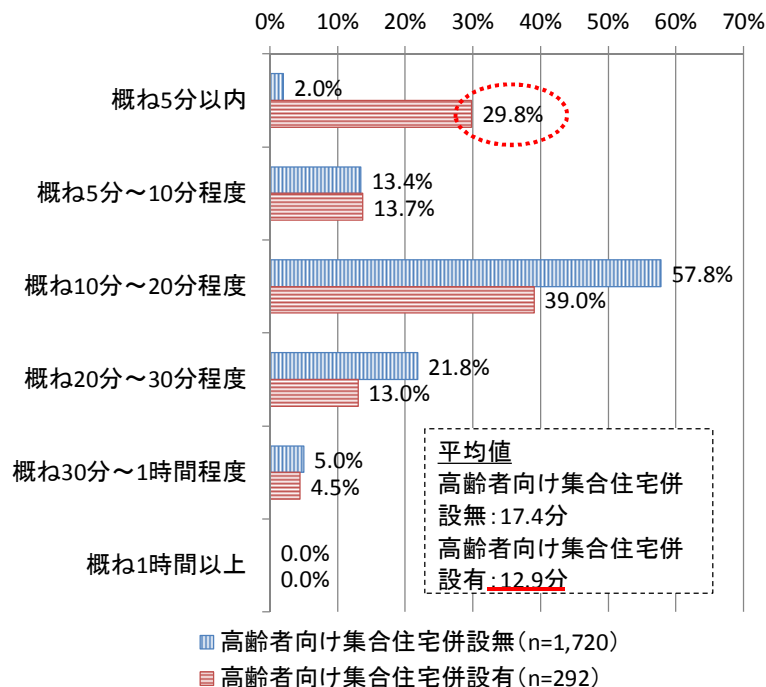
(2) 集合住宅の入居者を対象としたケアマネジメントの実態に関する調査

集合住宅併設関係、集合住宅入居者数による移動時間・訪問件数について

【事業所票(居宅介護支援事業所)】

- 高齢者向け集合住宅併設有りの場合、利用者宅までの平均的な移動時間は短い傾向が有る(図表26)。また、同一の建物の入居者数が多いほど移動時間は短い傾向が有る(図表27)。
- 各事業所の介護支援専門員一人・一週間当たりの平均的な利用者宅の訪問件数を、利用者数を同規模に換算すると、高齢者向け集合住宅併設有りの事業所の方が、訪問数はやや多い傾向が有る(図表28)。

【図表26】利用者宅までの平均移動時間
(一人・一回当たりの平均的な時間)

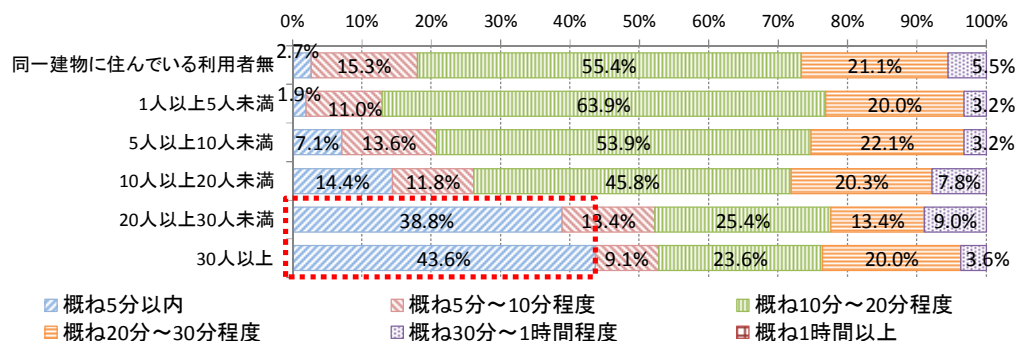


※1 高齢者向け集合住宅とは、有料老、サ高住、養護・軽費の3種別と定義している。

※2 利用者宅までの平均移動時間の回答は事業所ごとでの概算時間に対する選択形式であるため、中間の値にて平均時間を算出している(例: 概ね5分以内⇒2.5分、概ね5分から10分⇒7.5分)。

【図表27】利用者宅までの平均移動時間
(特定の同一建物に入居する利用者人数別)

※同一建物に入居する利用者数: 利用者が最も多く居住する建物に住む利用者



【図表28】平均訪問件数(一人・一週間当たりの平均的な回数)

※各事業所の利用者数を30人換算した値

